

16日知理第 80号
2017年2月17日

内閣府 知的財産戦略推進事務局 御中

一般社団法人 日本知的財産協会
理事長 近藤 健治



「知的財産推進計画2017」の策定に向けた意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

現在、貴事務局により去る1月19日より開始されました掲題『「知的財産推進計画2017」策定に向けた意見』の募集に関して、当協会が課題として認識している事項を含めて、下記のとおり意見を申し述べます。

つきましては、知的財産推進計画策定に当協会意見をご配慮頂きたく、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

〔目 次〕

I. 最近の経済・産業の変革に従う知的財産に関する課題への対応

- (1) 第4次産業革命に対する対策、政府提唱「Society5.0」実現について
- (2) データ共有のための新たな標準化・国家的検討体制と仕組みの創設について、

II. 「知的財産推進計画2016」の施策について

第1.「第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進」

- 1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築
 - 1) デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築
 - 2) 新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築
 - 3) デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策
- 2. オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進
 - 1) オープン・イノベーションに向けた产学研・产·产連携の機能強化
 - 2) オープン&クローズ戦略に基づく戦略的な標準化の推進
 - 3) 営業秘密保護の強化

第2.知財意識・知財活動の普及・浸透

- 1. 知財教育・知財人材育成の充実
- 2. 地方、中小企業、農林水産分野における知財戦略の推進
 - 1) 知財活用上型中小企業に対する戦略的普及活動



- 2) 知財活用挑戦型中小企業に対する国内支援機能の強化
- 3) 知的財産の権利化・標準化、その活用の支援
- 4) 海外展開支援の強化

第3. コンテンツの新規展開の推進

第4. 知財システムの基盤整備

- 1. 知財紛争処理システムの機能強化
- 2. 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化
 - 1) 特許審査体制の整備・強化について
 - 2) 知的財産システム向上に向けた国際連携の強化
 - 3) 意匠制度・運用の見直しと国際連携
 - 4) 商標制度関係

III. 今後、新たに取り組むべき課題

- 1. 商標関係：アンブッシュマーケティング行為の抑止・排除体制の強化
- 2. 医療分野に関する特許法整備について
生物多様性条約に関する体制整備について

IV. その他

- 1. 通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化
- 2. 商標関係 TPP 批准に向けた法整備
- 3. 職務発明制度

以上



[意見本文]

I. 最近の経済・産業の変革に従う知的財産に関する課題への対応

(1) 第4次産業革命に対する対策、政府提唱「Society5.0」実現について

昨年来、IoT、AIなどを使用した技術開発、ビジネス革新が急速に進っており、その中で知的財産をどのように扱うのか、内閣府、経済産業省、文部科学省などで開催されている委員会、審議会など、多くの会議体で検討されています。

これらの委員会での昨今の議論においては、「情報財」という言葉で表現される情報データベースの取り扱い、保護の是非を含む保護のありよう、について検討されています。しかし法制度議論にあっては議論の集約、法制度施行までには多大な時間を要します。一方、こうした議論の中での共通の認識は、各所で生成されている巨大な量のデータ、ビッグデータの共有が重要であるということです。法制度の在り方は並行して議論を進めるにしても、実際のビジネスについての統制を国が指導力を發揮し秩序をもって短期間で積極的に進めることができると思料いたします。

これに従って、以下を提案致します。

(2) データ共有のための新たな標準化・国家的検討体制と仕組みの創設について

当協会で本年1月31日に開催した「第16回JIPAシンポジウム」において第四次産業革命、Society 5.0に関して知財の有識者で議論しました。その中で、「情報財とは言つても各企業、団体、機関の所有するものは全くばらばらで、そのままでは他人は全く利用できない」「変革のスピードが速い状態においては法整備よりむしろ相互契約を優先すべき」という重要な発言がありました。現在脅威となっている各国では、特定の企業が大容量のデータを保有しており、しかもそのデータは一様なデータ（すなわち、データコードも同一、データの並びも同一、データの構造も同一ですが整理されているデータ）であつて、その企業の機械（コンピュータ）で区別や処理可能なデータであるということです。このために、当該企業が主導することで一挙にビジネス改革が独占的に進んでいるという認識もあります。しかし、日本においてはこのように一社で膨大で多様なデータ群を、まったく同一状態で保有する企業は、歴史的に財団分割や各公社などの民営化がすすみ存在し得ない環境にあります。尚ここで「同一」とは異なる機械でも同じ意味を持つデータに解釈できるという状態をいいます。

こうした海外の情勢に対抗するためには、官またはそれに準ずる機関の主導で、民間で志を共有できる有志の情報処理関連企業の技術者と技術知財を理解できる人を招聘して研究体制を構築し、

- ① その場でデータ様式の統合と標準化、共有データの範囲、各データアクセスに向けたインターフェースの標準化、などデータを共有できIT環境を整えるための課題



について検討ができるようにする体制

- ② 共有システムが実効あるものにするための方策、例えば、法律で縛ったものではなくて契約などでデータ提供に対する見返りを検討する等の体制

などの早急なる体制構築が必要です。更には、データそのものに関しても、企業のみでは利害が一致しないことが多々ありますので、国の肝いりで各省庁を横串にした横断的組織を作り、この力で民間の先頭に立ち共有しえるデータ、或いは、提供できるデータの選別などを実行いただきて、具体化することが重要と考える次第です。もちろん、企業側も共有されるデータの利用は、一定の様式で提供するなどの協力できる仕組み作りも検討が必要と考えます。公的なデータとしては気象データ、衛星画像データ、地図データや、道路交通情報データ、事故データ、個人の端末（携帯電話、モバイル端末）などからの通信データ、アクセスデータ、医療・診療データ、商流通データ、金融データ、製造工業データ、地域の住民統計データ、農業林業、環境分野における各種データ、各公立研究所により研究されている素材や基礎的な研究データなど各関係省庁が取り扱うデータの全てが対象になると考えます。

内閣府における検証・評価・企画委員会にてこれらの構築を議論頂き、早急なる体制作りが必要な段階であると考えます。



II. 「知的財産推進計画 2016」の施策について

第 1. 「第 4 次産業革命時代の知財イノベーションの推進」

(総論)

前記 I 章で述べた通り IoT、ビッグデータ、人工知能など技術革新は非常な勢いで進化を続けており、今後の産業の発展にとって重要なツールとなりつつあります。従ってわが国の産業の発展のためには少なくとも IoT や人工知能技術は知的財産法を通じて速やかに且つ適切に保護されるよう検討をお願いしたいと考えます。

さらに、これらを支える情報やデータベースなどは今まで以上に重要性を増してきています。情報やデータベースなどは、適切に活用されることにより、第 4 次産業に係わるイノベーションの活性化につながります。一方でデータを収集または抽出する者に対しては、その人のみならず日本全体のビジネスの急速な発展にブレーキをかけることなく収集抽出活動を増進させるような一定のインセンティブも検討する必要があると考えます。情報やデータベースなどの適切な保護・活用とともに、データ集積等について優位性が固定化されることのないよう現実の競争環境の実態把握を踏まえたバランスの取れた仕組みの設計をお願いしたい。すでに成功裏に行われた各種オープン・イノベーションや標準化の成功理由をつぶさに分析研究頂き、仕組みをご検討いただきたい。さらには個人情報なども適切に保護された上での活用も考慮すべき検討課題であると考えます。

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

知財推進計画 2016 における「デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築」の推進計画では、「デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築」「新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築」「デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策」の 3 つの施策に大別されています。以下項目毎に、施策に対する意見と、今後の施策案について述べさせていただきます。

1) デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築

当協会は、デジタル・ネットワーク時代における先端技術や、世の中のサービスのニーズに対応した著作権法制度の基盤整備が、引き続き重要な課題だと考えます。特に、「柔軟な権利制限規定」の導入については、この 10 年来議論が続いているテーマですが、これまでの法改正等だけでは十分に対応できていない部分が顕在化されています。この対応不十分な部分は権利者と事業者の意見の対立に依拠するところ、権利保護と利用のバランスや創作者のモチベーションに配慮した健全なイノベーション創出環境を構築し、社会全体で利益を享受できるようにするためにより良い制度を整備する、という観点から、従来の権利者・事業者間の対立構造を乗り越え、早急に具体的な成果として新しい制度の形

を示していただきたいと考えます。

現在、「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」において、デジタル・ネットワーク時代における新しい先端技術やサービスニーズに対応した権利制限規定の見直しに関する検討が進められています。情報処理や情報通信の裏側で行われる「著作物の表現を享受しない行為」、また情報通信を利用したサービス等で著作物の表示等が軽微である利用行為などに適用できる柔軟性を有する権利制限規定について言えば、喫緊の課題である第4次産業革命／Society5.0を実現するためのイノベーションを社会に起こすために必要となる、多様な利用ニーズに相当程度の対応ができると考えますので、まずは当該ワーキングチームで打ち出されつつある方向での迅速な制度改正を求めます。また、現時点では、最終的な条文としてどのようなものが想定されているのかが必ずしも明確ではなく、限定的な内容の個別規定の追加にとどまるのではないか、今後の新しいサービスに柔軟に対応できるような規定にはならないのではないか、という懸念もあるため、制度改正にあたっては、冒頭述べた改正趣旨が明確に実現される形での条文化を進めていただくようお願いいたします。

なお、当協会としては、これまで当該ワーキングチームで取り上げられていない利用ニーズに関する権利制限の整備についても、引き続き力を入れて対応していただきたいと考えております。また現時点で想定していない時代の変化や新たなサービスにも対応できるよう、「知的財産推進計画2016」で示されている拡大集中許諾の可能性を含む著作権の集中管理や著作権者不明等の場合の制定制度の更なる見直し、権利制限規定の追加等の様々な選択肢についても、より踏み込んだ検討をお願いできればと考えております。

持続的なコンテンツ再生産につなげるための環境整備のために、現行の私的録音録画補償金制度や、それに類する一律広範な補償金制度等を用いることについては、これらの制度を維持、構築するための社会的コストや、他の方法と比較した場合の著作権者・消費者・事業者等の当事者間での公平感や納得感、といった点も考慮した上で、慎重に検討すべきだと考えます。

なお、現在は司法の場における個別的な事実認定の問題にとどまっているデジタル・ネットワーク環境下における複製主体性の判断枠組みに関し、良質なサービスを提供する事業者が不意打ち的に侵害主体とされる可能性を排除できる程度の明確な枠組みを立法により設ける、ということについても、上記の取組みと平行してご検討いただければ幸いです。

2) 新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築

(1) 新たな情報財に対応した知財システムの検討

人工知能によって生み出される創作物や人工知能に与える情報等の新たな情報財に対する企業の基本的な考え方は、様々なリソースを投資して得たビジネス上の価値の源泉たる生成物は投資の回収を行いたく、また、自他識別機能を有した価値の高い生成物については、フリーライド抑制の観点から保護したいというのが実状です。価値の源泉となる生成物、例えば、コンテンツ型の生成物から、AIプログラム、学習済みモデル等の技術的生成

物、学習用データセットを含む多様なデータ等の情報財も今後、多種多様化すると考えます。そして、それらを利活用したビジネスモデルも現在の少数事業者で構成されるものから、多数の事業者で構成される大きなエコシステムが多く生まれてくることが予想されます。そのような環境下でも、各事業者がビジネスを進める上で、上記の基本的な考え方の利益を享受可能なシステム構築の検討をお願いすると共に、検討の際には、将来ビジネスの全体像が見えない中、各法域での法的保護の範囲の議論はビジネスの発展に向けた変革スピードのブレーキにならないような制度、仕組みになるように慎重に行っていただきたいと考えます。

(2) データの共有、利活用に関する環境整備

今後も様々な手段により、多種多様なデータが採取されビジネスに利用されていくと考えます。その中でも、我が国の農業を含むものづくりにおけるノウハウに関する各種データや、様々な分野の学習用データセットのようなデータとしての集合体は、ビジネス上の価値の源泉として、今後更に重要になると考えます。それらの保護と利活用のバランスングは、我が国、産業革新に大きく影響すると考えます。企業が保持する専門的価値が高いクローズド・データは、従来通り、不正競争防止法や契約に基づく法的保護が必要であると考えます。一方、ネット上のパブリック・データや企業が保持するオープン・データ、そして、公的研究成果のデータは、データ流通の便宜性を考慮し、ライブラリーの集中管理機関等を創設するという案もあると考えます。官民データ活用推進基本法の制定にともない、様々なデータの利用促進がより一層はかられることと期待しておりますが、データ類型、質にあわせた保護と利活用のバランスを考慮したシステムの検討をお願いしたいと考えます。

3) デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策

知的財産推進計画2016には、多方面に渡り、知財侵害対策の施策が列挙されていますが、対応すべき行為の類型、範囲について慎重な対応をお願いしたいと考えます。特に、インターネット上の知財侵害に対する諸外国の「サイトブロッキング」については、昨年度も意見した通り、本手段は、通信の秘密との関係で常に緊張関係をはらんでおり、他に方法がない場合の例外的手段として、慎重に検討されるべきものと考えます。権利者の負担を軽減しつつ、海外のサイトに対するエンフォースメントを実効的に行うための方策は、他にも手段があると考えますので、まずそちらを優先的に検討していただくようお願いいたします。

2. オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進

知財推進計画2016における「オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進」では、「産・学・産・連携の機能強化」、「戦略的な標準化」、「営業秘密の保護強化」の3



つの施策に大別されています。以下、項目ごとに施策に対する意見と、今後の施策案について述べたいと考えます。

1) オープン・イノベーションに向けた产学・産・産連携の機能強化

(1) 产学・産・産連携の機能強化

昨年11月に内閣府知的財産戦略推進事務局から報告された「知的財産計画2016」の各施策の取組状況（抜粋）の中で、文部科学省の国立研究開発法人化学技術振興機構（JST）による「マッチングプランナー」の配置、経済産業省による「事業プロデューサー」の派遣といった橋渡し・事業化支援機能の整備の取組みについては、我が国のオープン・イノベーションの推進に寄与する施策と評価いたします。第三者の立場で、当事者に事業化というゴールを認識させ、企業のニーズを正しく把握し、膨大な技術シーズの中からニーズに合致するシーズを探し出し、銀行と連携し資金獲得の動きも取り、事業化につなげていく橋渡し・事業化支援人材は今後ますます求められると考えます。今後も長期的に取組みを継続いただくとともに、担当の各省庁が連携し、積み上げた事例や知見をすばやく共有し、省庁の枠を超えて人材の相互共有ができるような仕組みの構築を期待いたします。

(2) 大学等の知財戦略強化

一気通貫の知財マネジメントの普及の一環として、昨年11月に策定された「产学研連携による共同研究強化のためのガイドライン」には、大学がマーケティングを実践し、発明創出時点等の早期のタイミングで企業に打診してニーズを把握し、ニーズに沿った知財マネジメントに取り組むという内容が記載されています。この取り組みは賛成であり、推進すべきと考えます。一方、このような理想を掲げつつも、事業化という出口を持たない大学は、自らの研究第一の立場に陥りがちです。本ガイドラインに謳われている「本格的な共同研究」を成功に導くためには、早期の段階から事業化というゴールを常に意識できるよう当事者間での綿密なやり取りに基づく合意が不可欠なのは言うまでもありません。

今後は、本ガイドラインに基づく実行状況についての調査と、調査結果を踏まえた課題出しと成功事例の抽出を確実に行い、さらにフィードバックされることを期待いたします。また、昨年7月より経済産業省においては、大学関係者等の有識者で構成された検討委員会で検討いただいているものと推察しますが、大学の価値の源泉である研究により生み出される知（研究成果）と人材を総合的に評価しうる評価ツールの提供、その運用・活用方法についてもご検討されることを期待いたします。

(3) 国の研究開発プロジェクトの知財戦略強化

昨年当協会から日本版バイ・ドール制度の運用等の見直しについて提出した意見は、昨年5月に策定された「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」に概ね反映されていると拝察します。各プロジェクトの参加者間で、フォアグラウンドIPの活用をはじめとした知的財産の取扱いに係るルールを定め、そしてルールをプロジェクト参加者自身の事業化に支障が生じないよう適切にかつ柔軟に運用できるよう体制を整備しておくことが重要です。ガイドラインに沿った事例を積み上げ、今後ますます加速



することが予測される第4次産業革命時代における事業環境の変化に柔軟に対応できる知財マネジメントのあり方について、深堀りした検討が行われることを期待しております。

2) オープン＆クローズ戦略に基づく戦略的な標準化の推進

(1) 戰略的な標準化の推進

知財推進計画2016における「戦略的な標準化の推進」の各施策については、概ね賛同致します。

特に、社会システム分野や先端技術分野における国際標準化について、国立研究開発法人の知見等の活用することは有効であると考えられます。現時点では、産業技術総合研究所等において活動を強力に始められていると拝察しますが、継続的な推進により体制強化につながることを期待します。

中堅・中小企業等の標準化の推進については、政府の後押しは殊に重要なところですが、「新市場創造型標準化制度」や「標準化活用支援パートナーシップ制度」を活用した案件の実績が増加しており、パートナーの登録も全国に広がって制度の周知が進んでいることが見て取れます。これらの制度活用案件は、現在規格原案作成の段階ですが、規格化の実現事例が周知されることにより、より活用が勢いづくと考えられます。今後は、標準化実現までの進捗や実現後の実績の周知についても、制度の周知と併せて是非積極的に実施されることを希望します。

標準化活動はオープン＆クローズ戦略を進めるための重要な役割であり、また、標準化人材の育成は戦略的な国際標準化活動を進めるために重要であるとの認識は変わりません。継続的に高い成果を發揮する標準化人材には、標準化により何を得ようとするのかを考えて分野を定め目的を明確にして取り組むことができる能力、また、業界の標準化の動きを察知できるアンテナを持ち標準化の動きをコントロールし得る能力、が必要です。そのためには、先ず、大学においては、標準化教育を拡充することが重要です。次に、企業においては、標準化活動への経営層の更なる関与促進を図ることと、標準化を意識するビジネス感覚を持ちプロデュース力を有する人材を育成することが必要です。これら大学と企業に対する標準化人材の育成や経営層への啓発について、支援を強化するべきと考えます。外部研修等の提供による育成支援の実績は上がってきておりと想いますが、さらに、新たに設置された標準化官民戦略の下で標準化人材育成WGにおいて、今後の標準化人材の育成支援について議論を進めてアクションプランを取り纏めることを期待します。

(2) 個別分野における国際標準化戦略の推進

第4次産業革命時代を見据えたIoTサービス等に関する国際標準化戦略の推進は、「新産業構造ビジョン」の中間整理においても「イノベーション・技術開発の加速化「Society5.0」」の中で取り上げられています。新しいエコシステムやプラットフォームの形成が予想される分野であり、標準化の巧拙が産業の発展に大きく影響します。国際的な競争力で遅れをとらないよう、省庁間の横連携をしっかりとって、戦略的な取組みにつながるような施策を期待いたします。



3) 営業秘密保護の強化

(1) 周知・普及活動の継続実施

2015年には、営業秘密管理指針の改定、2016年には改正不正競争防止法の施行、秘密情報の保護ハンドブックの策定がなされ、営業秘密を保護するための法制度や、周知・普及させるための施策は整備されてきています。今後も特に、周知・普及活動について引き続き継続をお願いしたく、さらに、「営業秘密官民フォーラム」などの開催により、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対策に係わる情報交換についても継続的に実施をお願いします。

平成27年の不正競争防止法の改正で新たに規定された、推定規定（第5条の二）は生産方法についてのみ規定され、その他は政令で定めるとされています。政令で定めるに当たっては、立法の趣旨である立証責任の緩和が図られていることを検証いただき、産業界の要望も踏まえて、新たな情報を政令で定める必要性や必要とする場合にはどのような情報が必要とされるのか網羅的に調査、分析されたうえでご対応いただきたいと考えます。

また、水際措置の導入については、関税定率法等の一部を改正する法律により営業秘密侵害品が関税法上の「輸出してはならない貨物」及び「輸入してはならない貨物」に追加されたことで、営業秘密保護制度がさらに一步進められました。なお、営業秘密侵害品について経済産業大臣の認定を受けることになっておりますが、その認定が適切になされるようご尽力くださるようお願いいたします。

(2) 「秘密情報の保護ハンドブックの普及・啓発」

経済産業省が作成した「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値の向上に向けて～」は、営業秘密を守る上での課題や対策が網羅されており、営業秘密保護のための資料の集大成ともいえるもので、纏めて頂いたことに感謝いたします。日本企業が営業秘密を守るために大変参考になる資料です。

一方で、資料に纏められた全ての対策を取ることは、実務上、現実的ではない部分があります。対策に優先度をつけて取捨選択の一助となるような、事業内容、事業フェーズ、技術分野、国、等に応じた重要度・優先度の高い対策を整理して頂けるとさらに参考になると考えます。

(3) 営業秘密保護関係の経済連携交渉での国際的な強化

グローバル経済の進展に伴ったオープン・クローズ戦略を実践するためには、国内における営業秘密の保護のみならず、国際的に適切な保護を受けられることが期待されます。TPP協定、自由貿易協定(FTA)、経済連携協定(EPA)等の二国間・多国間協定を通して、TRIPs協定で義務化された規律レベルを一段高いレベルに引き上げていくべきと考えます。

また、新興国へ進出している企業も多くなってきているのが現状であります。特に研究開発拠点や生産拠点を新興国に設置している場合には、現地に営業秘密を持ち込む場合も



あります。一方で、新興国では営業秘密の保護制度等が不十分な国も多いと考えます。従って、新興国に対し、営業秘密が保護されるための法整備やその運用が適切になされるような働きかけや、営業秘密保護に関する啓発活動等への支援などを行っていくことをお願いしたいと考えます。

なお、企業内で秘密にされた事項については営業秘密保護と並行してその事項に対する第三者からの攻撃に抗しえるような先使用権の議論も必要と考えます。この場合、海外の関係政府機関やユーザ団体などとの協調が必要になってくると考えますが、先使用権を認める範囲や実施条件など議論の場を設けていただき議論を進めてくださるようお願いいたします。

(4) 営業秘密情報の保管システムの構築

秘密情報の保管システムとして、「時刻認証業務認定事業者が発行したタイムスタンプトークンを、ユーザから預かって長期間安全にバックアップとして保管する」サービスが、INPITで間もなく開始される予定です。これは、公証役場に行くことなく簡易な手続きでタイムスタンプを保管できるため、このシステムを活用する企業も少なくないと考えます。

一方で、このシステムは、公証役場とは異なり法的な証拠にならない点を懸念する声があります。このシステムでタイムスタンプトークンを活用する場合については、その証拠能力を認めるような仕みを検討していただきたい。また、可能であれば、日本だけでなく、諸外国においても認められるように普及検討をして頂けると、さらに使い勝手の良いシステムになると考えます。



第2. 知財意識・知財活動の普及・浸透

知財推進計画 2016 における「知財意識・知財活動の普及・浸透」では、「知財教育・知財人材育成の充実」「地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進」の 2 つの施策に大別されています。以下、項目ごとに施策に対する意見と、今後の施策案について述べたいと考えます。

1. 知財教育・知財人材育成の充実

(1) 知財教育

「知的財産人材育成総合戦略会議」は、「①将来の知的財産人材の予備軍として、子供のころから独創的な力を伸ばすとともに、②他人の権利を尊重する基本的な素養を身に着ける教育を行うことが重要な課題」としており、「一億総クリエータ」（知的財産を創出する側）であって、かつ「一億総知財活用人材」（知的財産を活用する側）を目指したものであり、この方向については強く肯定・支持いたします。

特に、①については文部科学省（JST）が、過去よりスーパーサイエンスハイスクール（SSH）を支援するなどして一定の成果を挙げており、今後は他の各種の施策により更なる推進を行うものとして、「一億総クリエータ」の観点から将来の日本のあるべき姿として大きな期待がもてます。

一方で、②については小中高生に「権利」の概念を教育していくのは慎重に行うべきと思料致します。「他人の権利の尊重」に基づく過度な権利（他者の権利=活用の制限）意識は、①の『独創的な力を委縮させる可能性』を秘めており、教育内容についてはその点を十分に考慮されるべきと存じます。

権利はその活用について教授しなくては教育にはならず、訴訟の発生が示す通り、活用には原告・被告の双方の考えがあり専門的であるだけでなく、またその時期の当該国の経済状況に応じたものであることに留意すべきと存じます。

また、そのような教育をする適任者は、現在の学校の先生たちでは困難であると思料致します。

(2) 知財人材の育成

高等教育（大学、大学院等）を通じての知財人材の供給は、産業界としても歓迎するものであります。

特に、知財の常識的な仕組みと知財が経済と直結して如何に有用であるかを、常識として認知させることが必要です。ただ、産業界の戦略的知財活動の変化は早いと言わざるを得ません。高等教育における教授する立場の現場では、長期間に渡り教授職ポストにいると実社会（産業界）における実情とは乖離してしまうケースもあり、当協会のようにグローバルかつ知財の現状や現知財戦略を語ることのできる者を多くの授業に取り入れるべきと考えます。



（3）高等教育の場における知財管理に関する情報の整備

上記(2)項において述べたように、高等教育の場においては今まさに変化している知財情報を学生に認識させる必要がありますが、当協会で一部調査させていただいたところ、高等教育の場においてこれらの知財情報の整備が十分でないというように見受けられます。たとえば、TLOなどの産学連携本部側には情報があるのに当の大学の図書館には肝心の情報が無いし学生がいつでも手に取ることができるような状態になっていないこともあるようです。教育方針や人材の確保などについて語るのも必要ですが、こうした現場の基盤整備も大いに議論していただきたい。大学等、高等教育の場にも知財情報の整備のための予算を取って大学基準等の規定に知財情報整備の条項の盛り込みを義務付けるなど、知財人材育成のための基盤づくりも重要な検討課題であると考えます。

2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進

知財推進計画2016における「地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進」では、「知財活用途上型中小企業に対する戦略的普及活動」、「知財活用挑戦型中小企業に対する国内支援機能の強化」、「知的財産の権利化・標準化、その活用支援」、「海外展開支援の強化」、「農林水産分野における知財戦略の推進」の5つの施策に大別されています。また、これに関して平成28年10月24日、及び同11月25日付の検証・評価・企画委員会（産業財産権分野（第1回、第2回））の資料、議事録によれば、「知財活用挑戦型中小企業」、「知財活用途上型中小企業」に向けた活動の方向性や具体的活動内容が明示されており、その本来の目的は確実に進捗されているものと考えます。

以下、項目毎に、施策に対する意見と、今後の施策案について述べます。

1) 知財活用途上型中小企業に対する戦略的普及活動

各施策については、概ね賛同いたしております。

知財活用途上型中小企業に対して知的財産の普及を図るには、知財総合支援窓口による積極的な普及活動の実施が効果的であると考えます。そのためにも、工程表に記載されている「知財総合支援窓口」と「地方公共団体」、「金融機関」、「商工会・商工会議所」の全国的な連携、更には「よろず支援拠点」との連携が非常に重要になると考えます。また、「よろず支援拠点の周知活動」、「知的財産の普及活動を担う人材の育成」及び「知的財産管理士資格の取得の奨励」により、知的財産の普及が推進されるものと考えます。

知的財産の活用について積極的な「知財活用挑戦型中小企業」に対しては、例えば経済産業省、特許庁等で、「知的財産と標準化」の推進を明確化、かつ広報活動にも鋭意取り組んでおられ、当該事例の公表も豊富となってきており、地方、中小の該当企業には理解しやすいものと考えます。あるいは、そのような企業を「知的財産活用事例集」へ掲載することも、該当企業の意欲の高揚につながるものと思料致します。

一方で、「知財活用途上型中小企業」に対しては、昨年も申し述べたように、もともと知



的財産に対する理解・認知度が低いため、相談窓口を設けても、あるいはセミナー等の説明の場を設けても、相談・出席意欲にはつながりません。そのような地方、中小企業に対して一層の知的財産の活用推進を図っていくためには、「窓口」と言う「待ち」から、能動的に「押し出していく」姿勢が必要かと考えます。具体的には、今後は中小経営トップが別の目的で集っている場へ積極的に参加し、知財活用推進の「アピール」の場を作っていく。あるいは必要に応じてはそのような中小企業への「戸別的訪問」等も重要です。

また、地方、中小企業の知財戦略の推進にあたって、企業知財部門の出身の人にその任にあたらせる点は理に叶っていると考えます。ただし、出身の業界（例えば、化学・金属機械・電気等）により、知財業務・その戦略は大きく異なっています。当協会のように、異業界の者が日々、集まり、その相違について理解を深めた者ならばよいですが、現状の多くの支援・指導者が他業界を十分理解しているとは限りません。よって、その支援・指導者による相談等の相手である地方、中小企業が異業界の場合、十分な対応が困難であることは想像に難くないものであります。

よって、地方、中小企業の知財戦略の推進にあたっての支援・指導者は、一業界出身者の採用ではなく、多くの業界からなる複数の者の採用を希望します。

また、同一業界であっても、「実務が豊富な者」、「戦略等のマネジメントに長けた者」も存在しており、地方、中小企業にニーズに応じたバランスのある採用も重要です。

そして、第4次産業革命の到来等、知的財産のグローバル状況は日々流動的です。そのような変化やその知財戦略を知得していなければ、支援・指導者としては不適格であり、採用以降の教育も重要かつ必須と思料致します。

2) 知財活用挑戦型中小企業に対する国内支援機能の強化

各施策については、概ね賛同いたします。

挑戦意欲のある企業に対しては、産・産連携及び産・学連携を活性化させるための、よろず支援拠点による橋渡しが大きな推進力となります。また、知的財産総合支援窓口であるINPITによる支援は、事業展開力向上の大きな推進力となります。さらに、「知的資産経営報告書」や「ビジネス白書」による見える化により金融機関の理解を深めることは、経営資源の強化へつながるものと考えます。そして、地域ブランドは、その地域の大きなビジネスを創出するチャンスととらえることができます。但し、工程表に記載されているよろず支援拠点については、中小企業のニーズは共通するものも多いと考えますので、事業化支援人財（コーディネータ）同士の情報交換が全国的にできるシステム構築が必要と考えます。また、当該計画には詳細な記載はありませんが、コーディネータの人材要件についてはしっかりと検討すべきだと考えます。企業経験、経営知識、技術知識、契約等法的知識に加えて、その地域企業の情報が把握（強み弱み）できていることが、必要な要件と考えます。

产学研連携強化も重要施策ではありますが、地域中小企業にマッチした技術の移転という点では、大学よりも大企業との交流の方が、対象技術候補が多いと考えます。しかし、大

企業は、技術の移転に際してはリソースの持ち出しをともなう事が多いので、費用対効果の観点から支援に躊躇しているのが実態です。もし、コーディネータの支援（契約サポート、技術サポート等）により、大企業側の負担が減るのであれば歓迎します。

更に、大企業の技術移転のインセンティブとして、地域貢献、中小企業への支援に熱心な企業に対して、金銭的なインセンティブ（税制優遇、報奨金等）の検討も希望します。

上記1) 項や本2) 項に関しては、リソースの配分も重要です。都道府県によって、「知財活用挑戦型」や「知財活用途上型」の中小企業の数、具体的な相談案件数は、異なると考えます。相談窓口やコーディネータのリソース配分についても、全国一律ではなく、上記企業、案件数に応じた配分を検討すべきです。

更に、一步進めて、「連携」だけではなく、「機能集約」をして、内容面での幅広いサポートを可能とする組織が必要と考えます。具体的には、現在の各相談窓口が、都道府県単位で設置されているのに対し、高度な技術をもった地場産業が盛んな地域については、その地域単位（市レベル）で、企業経営、知財の相談に加え、ビジネスマッチングも担える「一気通貫型」機能をもった組織の構築を希望します。

3) 知的財産の権利化・標準化、その活用の支援

各施策についても、概ね賛同致します。

上記1) 項「知財活用途上型中小企業に対する戦略的普及活動」でも述べましたが、「知財総合支援窓口」と「地方公共団体」、「金融機関」、「商工会・商工会議所」の全国的な連携により、地方における知財活動の活性化が図られるものと考えます。また、知的財産の権利化及び活用に向けた地方への支援や手続きの簡素化は、活用途上中小企業のみならず、挑戦型中小企業の知財促進が図られるものと考えます。さらに、中堅・中小企業における技術標準への取り組みを支援する「標準化活用支援パートナーシップ」は、昨今トレンドラインであるオープン&クローズ戦略に沿って、知財活動のさらなる活性化が進められると考えます。

一方で、本活動が活性化されていくと、中小企業も知的財産権を活用すべく、知財紛争事案も増えることが予想されます。そのため、知財紛争に対して、コンサルティングや弁理士、弁護士等の専門家による支援を受けられることは重要であると考えます。

地方・中小企業に対する知財活用の推進は、インセンティブを与えることが重要であると考えます。現在、国の機関や地方公共団体においても補助金の制度が多く設けられておりますが、多くは出願の費用に向けられたものです。

しかし、重要なことは、当該中小企業の知財活用が十分な効力を発揮する、出願以降の中間処理から維持年金を含めた「長期的な保証」だと思料致します。あるいは、中小の業種によっては、電機業界のように多くの特許権でなければ、知財活用を推進できない等の実態面を考慮し、工夫ある確実な支援をすべきです。

更に、昨年も申し述べましたが、川崎市の「大企業と中小企業の知的財産マッチング支援」の成功に見られるように、これらの活動を地方において一層展開していくには、大企

業から中小企業へのライセンス・アウトを目的とした欧州の「ライセンス・オブ・ライト」制度や、中小企業に対して権利取得・活用を目的とした中小企業向けの思切った「パテント・ボックス」制度における各インセンティブを日本でも導入することが重要と考えます。

4) 海外展開支援の強化

トランプ政権の誕生により、TPP に軸を置いた海外展開は、戦略上の変更・転換が必要になりますが、海外展開の重要性には変化はありません。しかし、中小企業には、海外展開は大きなハードルです。大使館や JETRO が連携してスムーズに中小企業の現地展開を支援することは、中小企業にとって不慣れな認証取得等の手続きの手助けとなることは間違いないと考えますので、拡充することを希望します。

5) 農林水産分野における知財戦略の推進

農林水産分野における知財戦略の推進においては、農業関係者（農業者及び農業指導者等）に対する知財マネジメントの普及・啓発だけでなく、国や各地域の農林系研究機関、水産系研究機関の職員に対する知的財産マネジメントの普及・啓発がさらに緊要と考えます。民間企業が国や各地域の農林水産系研究機関と連携するニーズが高まる中、これら研究機関の職員レベルでの知的財産マネジメントの知識・能力不足が連携や、今後のグローバルでのビジネスの戦いの中で日本の産業の発展の妨げとならないよう、迅速かつ積極的に当該研究機関等の職員に対する知的財産マネジメントの普及・啓発を推進いただくことを希望します。

また、地方再生の重要施策でもあることから、各地方の自治体、公設試験研究機関、生産者、食品加工業、生鮮流通業等をドメインとした、知的財産マネジメントの普及・啓発、知的財産による事業強化と地域活性化を推進することを、希望します。



第3. コンテンツの新規展開の推進

コンテンツの新たな展開の推進のためには、権利処理が円滑であることが重要であると考えております。その権利処理の円滑化の方策には、拡大集中許諾の可能性を含む著作権の集中管理や著作権者不明等の場合の制定制度の更なる見直し等の様々な選択肢があると考えておりますが、どのような方策であれ、利用者にとって手手続きが容易であり、著作権者にとっては著作物の利用実績に応じて的確かつ効率的に利益が配分される仕組みが重要であると考えます。

また、同人誌即売会やコスプレイベントが活発に開催される等、単なる受容を越えてコンテンツが愛され、二次創作が行われている理由の一端には、二次創作に寛容であるクリエータや著作権者が一定数存在することが挙げられると考えております。正規ビジネスの阻害要因となる違法コンテンツ流通対策はもとより積極的に推進すべきと考えますが、一方で、二次創作文化が過度に萎縮し、結果としてコンテンツの魅力が減少してしまうことのないよう、違法コンテンツ流通対策と二次創作文化の醸成の適度なバランスにご配慮いただければ幸いです。二次創作文化が活発であること自体が、日本コンテンツの魅力であり、その海外展開を担っているとも考えます。

さらに、デジタルコンテンツのアーカイブを構築することは、官民を問わず行う意義があることだと考えております。そのような観点から、現在の著作権法で、権利制限規定の対象となっている図書館等以外の施設（業界団体が設立する資料館等）についても、「資料の保存のため必要がある場合」の複製を容易に行えるようにするために、権利制限の対象となる複製主体の拡充（主体の追加、政令で定める手続きの緩和等）を、ご検討いただければ幸いです。



第4. 知財システムの基盤整備

1. 知財紛争処理システムの機能強化

知財紛争処理システムの機能強化は、2017年も引き続き優先的に取り組むべき課題の一つであると考えます。検討にあたってはイノベーション創出を通じて我が国産業の発達につなげていくという観点を第一に据え続けることが期待されます。イノベーション創出が我が国産業界の発展には欠かせないものであり、知的財産が適切に保護されることが保証されるシステムになっていることが肝要です。特許侵害訴訟システムの強化により、知財が尊重される方向になることは歓迎できる反面、度を越えた強化は産業界の発展をかえつて阻害しかねず、イノベーション創出に寄与しない組織に利益を与えるかもしれません。この点で単に訴訟件数を増やすことを目的とするような取組とならないようにご留意いただきたいと考えます。

以下、各論部分について当協会の意見の概要を記載します。

(1) 損害賠償について、

「推進計画2016」では特許侵害訴訟システムの強化が厚く議論されています。特許紛争を解決する手段としては特許侵害訴訟が唯一ではなく当事者間の交渉による解決が図られている場合もあります。しかしながら知財の価値をどう判断するかについては究極の第三者判断となり得る訴訟での決着を視野に入れ解決を図ることは言うまでもなく、海外各国の動きやシステムも参考にした上で、金融がビジネス視点で権利の価値を正当に評価できるようなシステムを構築することが大切であると考えます。現時点においては権利の価値を正当に評価できるシステムがないため、正当な損害額が認定されていないという不満が産業界にはあります。従って、権利の価値を正当に評価できるシステムがあれば、懲罰的賠償制度等の導入に依らずとも、損害賠償額は権利の価値を正当に反映するレベルまで自然と増額されるものと考えます。尚、訴訟のインセンティブ目的での懲罰的賠償制度の導入はPAEに悪用されかねませんので反対いたします。

(2) 知財尊重の風土づくり

地域創成や中小企業支援の観点から、知的財産に関して未だ十分な知識を持たない中小企業や青少年等が、知的財産権の有用性を正しく理解し、知的財産権の所有や行使について不適切な誤った判断を行わないように、第2.1.項に記載したような知的財産に関する教育の充実が重要であると考えます。

(3) 差し止め請求権

差止請求権に関しては、権利者と実施者の利益バランスを十分に考慮することが必要です。例えば、標準規格必須特許の権利者が(F)RAND宣言を行った場合は、差止請求が馴染まないといったケースがあります。その一方で、標準規格や標準規格必須特許の実装に際して必要な特許の実施料支払いについて、実施者が不誠実であったり悪質であったり

する場合等にまで差止請求を行えないとすると、権利者との間の利益バランスを欠くケースも存在します。従って、差止請求の可否については、個別の事案に応じて民法の権利濫用法理、または競争法の観点から対応の上、判断するのが適切と考えます。

(4) 証拠収集手続き

証拠収集手続きに関しては、まず訴訟提起前の証拠収集手続きについては、これを安易に行えるような制度とすることは、経済活動へのマイナス影響が大きい可能性があると考えます。一方、提訴後の証拠収集手続きに関しては、営業秘密の保護の必要性及び権利者と被疑侵害者とのバランスが取れたものであることを前提に、検討の価値があると考えています。

(5) 知財紛争情報公開

知財紛争処理システムに関する情報公開や海外への発信については、日本のシステムを東南アジアなど海外各国の見本とならしめ、参考として使っていただくようなものとすることを目指して、是非積極的に進めて頂きたいと考えます。

2. 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化

1) 特許審査体制の整備・強化

「強く・広く・役に立つ特許権」の付与を目指した、審査体制の整備・強化に関する取り組みに賛同いたします。また、この実現に向けた、改訂審査基準に沿った審査の推進、サンプルチェックによる審査品質の管理、ユーザ意見調査に基づく検証などの取り組みに賛同いたします。この定量的な評価は容易でないものの、各種施策が有効に機能しているか否かを検証する際にこの評価は不可欠です。単一の統計値で達成度を測ることは困難であったとしても、関連する複数の事象を俯瞰することで、全体的な傾向を把握し、この付与が前進しているのか否かを検証できる環境の構築に向けた継続的な取り組みをお願いします。

また、このような権利付与の実現のためには、権利の形成過程における審査官と出願人との間のコミュニケーションの質も重要と考えます。拒絶理由の形式面での統一から更に進んで、拒絶理由の内容面での質の担保により、出願人が拒絶理由の真意を理解した上で最適な対応をとることを可能とし、出願人が権利を取得しやすくする環境の構築をお願いします。

審査迅速化に関しては、目標である 14 ヶ月が達成されれば、早期審査制度により個々の案件の事情に応じて柔軟に対応できることも鑑みて、迅速化は十分に達成できていると考えます。

グローバルな活動を行っている企業としては、品質向上もグローバルレベルで行われ、それを日本特許庁がリードすることを引き続き期待します。審査期間が短縮された状況では、他国の審査結果を参照できないケースも多いものと考えられ、1 次審査通知に対する



出願人の応答後であっても、再度の調査を行う期間を確保するなど、審査の質を担保する措置を検討頂きたいと考えます。

また、日米協働調査など、実務レベルでの他国審査官との交流を続けることにより、審査の国際調和を目指す取り組みに賛同いたします。本取り組みへのユーザ参加を促すためにも、同調査への申請手続きをより簡略化するなどの工夫も合わせてお願いしたいと考えます。

IoT、AI、ビッグデータなど新たな技術に関する審査については、我が国が世界をリードして事例の作成、ファセット分類の導入などを行い、諸外国に情報発信することについて引き続き賛同いたします。その際、我が国特有のガラパゴス的な権利、我が国だけの特有な分類が発生するといった事態に陥らないように、諸外国の審査の現状、方向性も考慮しつつ検討頂きたいと考えます。また、これらの技術革新のスピードに遅れをとらないように、迅速な対応をお願いしたいと考えます。

2) 知的財産システム向上に向けた国際連携の強化

グローバルな事業展開、オープン・イノベーションの拡大に伴い、ユーザは、国ごとの法制度や手続きの違いによる権利取得等のための経済的負担増の問題に直面しております。このような環境下において、ユーザが保有する競合優位な技術等について、安定した信頼できる権利をタイムリーかつ効率的に獲得できる知的財産システムの向上に引き続き取り組んでいただくことを望みます。

現在、五大特許庁（IP5：日本、米国、欧州、中国、韓国）による連携活動においては、單一性、記載要件等の手続調和、特許庁間でのワークシェアリング等の複数のイニシアティブを、ユーザとのコミュニケーションをとりながら進めていただいている。当協会としては、特に経済的負担の軽減が期待される手続調和の検討や、グローバルドシエの推進をしていただきたいと考えます。今後も当協会はグローバルユーザ（権利者及び権利者以外の同業者等の第三者の両者）の立場の観点から、調査研究成果の提供や特許庁との議論に貢献してまいりたいと存じます。

また、日本特許庁が参加する上記 IP5 とは別のフレームワークで進められている実体的制度の調和につきましても、権利者と第三者とのバランスを考慮しつつ、検討をすすめいただきたいと考えます。

更に、新興国を含む海外知財庁との国際連携や国際施策検討の需要は、今後ますますグローバル社会において増えてくるものと考えます。そのような場においても、現在特許庁が上述のイニシアティブにおいてリード庁として推進されているような役割を今後も担当され、優先順位を加味して推進していただくことを期待致します。

3) 意匠制度・運用の見直しと国際連携

以下の各項目につきましては昨年も申し上げましたが、引き続きのご検討をお願いいた

します。

（1）デジタルアクセスサービスの利用などの手続きの簡素化

『意匠制度の利用促進を図るため、図面提出の一部省略や優先権書類の電子的交換を可能とするデジタルアクセスサービスの利用などの手続きの簡素化等に向けた検討を行う』ことについては、検討の促進をしていただくことを希望いたします。一方で、日本の制度・運用の視点だけで図面提出の一部省略等の検討を行えば、各国制度とのバランスにおいて、却って手続の利便性を損ない、日本への出願は行わないで外国に直接出願するなどして、日本の意匠制度の利用促進に繋がらない場合もあり得ますので、国際的な制度調和を視野に入れた検討が必要と考えます。

（2）意匠出願手続きの統一化及び簡素化

WIPOにおける、意匠制度の国際調和の議論に当たり、手続の簡素化はユーザとして望ましいことであります。しかしながら、例えば、図面の開示についての考え方や、部分意匠に関する破線の扱い等、日本と欧米等で概念が根本的に異なるため、日本の制度下ではこれらの国とは同じ考え方を取ることが難しい点もあります。日本制度に基づき確保した権利が不利にならないよう、日本特許庁が主動的に議論に参加していただきたいと考えます。

（3）意匠関係の ASEAN 諸国への審査支援など

ASEAN 地区等への知的財産制度、体制に関する支援について、安定的な権利登録のための審査が成されるためには、審査官の増強や、審査のためのデータベース整備などの支援を以てしても、高度なレベルを達成するまでにある程度時間がかかるものと考えます。そこで、日本特許庁の高品質な審査結果（参考公知文献含む）の活用について、ご検討をお願いしたいと考えます。

ASEAN、中東、インド、トルコ、ブラジル、アフリカ（以下、当該国）については、日本企業のビジネスが活発化しておりますところ、当該国では最初に商標模倣から始まり、意匠模倣、技術模倣という順に模倣の態様が進む傾向にあります。これを考慮すると、商標・意匠分野についても、①我が国との親和性の高い審査基準、審査手法の確立（研修、審査基準・品質管理マニュアル作成のための協力）、②出願等手続の簡素化、③知財検索データベースの充実化への支援等を通じ、当該国において適切で迅速な権利付与が可能となるよう、人的派遣や EPA 協定等の交渉時におけるご提案などによるご支援に一層注力頂きたくよろしくお願いいいたします。

4) 商標制度関係

（1）商標審査体制の整備・強化



「世界最高品質」を掲げ審査の質向上へ向け特許庁を中心に実施している一連の取組みに賛同いたします。今後更なる質の向上がはかられ、日本の審査体制が他国をリードすることを期待し、以下の2点を要望いたします。

(i) 新しい商標に関する審査の促進

2015年4月に改正商標法が施行され、従来の文字や図形に加え、音、動き、位置、ホログラム、色彩に関する新しい商標が、新たに商標登録の対象となりました。しかし、従来の文字、図形等の商標と比べ、審査結果を受領するまでに相当の時間を要しています。例えば、施行後約2年を迎えるとする時点において、色の商標はまだ1件も登録された事案がなく、どのような商標が登録の対象となるのか参考となる情報が得られていません。質の高い審査の観点から、登録性を慎重に審査する必要があることは承知しており、企業としても歓迎いたしますが、当該制度が真に企業の多様なブランド戦略に活用され、産業の発展に資する制度とするためにも、新しい商標に関しても高品質で迅速な審査の更なる促進を希望いたします。

(ii) 審査書類の閲覧制限の導入

商標の審査の過程で提出する書類には出願人の営業秘密に該当するものを含む場合があるため、審査書類の閲覧制限にかかる規定の導入を希望いたします。

裁判や審判においては、秘密保持命令がなされるうる制度となっているところ、審査においてはこのような制度が設けられていないため、営業秘密の保護を優先し、審査に有用であっても十分な証拠を提出できない場合があります。特に、使用による識別力獲得（商標法第3条2項）により商標登録の要件を満たす商標である旨を主張、立証し商標登録を目指す場合には、当該商標が周知であり識別力を獲得している旨を示すため、取引書類等事業にかかる証拠を多数提出することが求められます。しかしながら、これらの取引書類等には、営業秘密が含まれる場合があり、何人も出願書類が閲覧可能な現状においては、営業秘密の保護を優先し、その提出を断念せざるを得ない場合が生じています。この結果、審査における証拠提出が万全とならず、特許庁における審査の充実や促進が阻害されています。審査の過程で審査官と出願人が行なう面談において事業にかかる資料を活用できれば意思疎通に資すると思われるところ、やはり同様の事情があり提出を控えざるを得ない場合があります。審査書類の閲覧制限にかかる制度が創設されれば、面談の利用促進にもつながると考えます。

上記事情をふまえ、審査において出願人が十分な証拠を提出でき、且つ、審査官が出願商標にかかる実態の把握を確実に且つ速やか行えるような審査の質の向上に資する制度の導入を希望いたします。

（2）商標制度に関する悪意の商標出願への対抗環境整備

特定の出願人が、自らの事業に無関係である他企業の商標を剽窃的に出願し、またインターネット等で話題のキーワード等を機械的且つ大量の商標登録出願する行為が継続的に行なわれています。この影響を受け、正当な事業目的のもと商標の活用を望む企業等が当

該商標を登録することを阻害され、またその使用を断念せざるをえなくなる事態が発生しています。

このような悪意の出願に関し、当協会では、2015年より継続的に特許庁への対応要請を実施して参りましたが、いまだ抜本的な解決策が提示されていません。その結果、当該特定出願人の行為が報道等でも大きく報じられるようになっています。今後、模倣犯が登場し、問題が更に大きくなることも懸念されます。その場合、これまで以上に特許庁の業務に負荷を与え、審査遅延にもつながりかねません。また一般国民からの商標制度への信頼がゆらぐ事態につながるおそれ、更には国際社会からの日本の商標制度、行政の不審を招くことも懸念されます。

商標制度はその趣旨に照らすと、事業を行なうものの信用を保護し、需要者の保護を図ることで産業の発展に寄与する制度であるべきところ、このように、実際の事業とは切り離されることにより事業実態が伴わず、権利の売り買いのみを目的とした商標登録出願が大量に発生し、事業活動を阻害している状態は、健全な制度運用がなされているとは言い難いと考えます。

商標制度の本来の趣旨に立ち返り、自らの事業のため、また産業の発展のため、正当な目的で商標権を活用する企業等に必要な権利が帰属するような公正なルール作りへ向け、法改正も視野に入れた、可及的速やかな措置を講じて頂くことを強く希望します。



III. 今後、新たに取り組むべき課題

以下の各項目につきましては昨年も申し上げましたが、引き続きのご検討をお願いいたします。

1. 商標関係 アンブッシュマーケティング行為の抑止・排除体制の強化

2020年に開催される東京オリンピックへの準備が各方面で着々と進み、注目度は以前にも増して高まっております。これを受け、正当な権利者に無断でオリンピック関連の知的財産権の効力に便乗し、不正に利益を得る行為（いわゆるアンブッシュマーケティング）も益々増加することが予見されます。

日本の知的財産保護が制度・運用ともに充実していること及び不公正な競争行為を適正に排除する健全な市場があることを国内外にアピールし、開催国としての責任を全うするため、アンブッシュマーケティングを抑止し、適正に排除する枠組みを早急に検討し、構築していただけよう要望いたします。

オリンピック主催者等の承認を得ずにオリンピックとの商業上の関連性を作出したり、販売促進に繋がるような露出を試みたりする行為、オリンピックに寄せられる高い関心やオリンピックの話題性を利用するマーケティング行為はアンブッシュマーケティングといわれ、近年のオリンピック開催国では開催前に立法等により、抑止・排除の仕組みづくりが検討され、十分な手当てがなされています(*1)。

オリンピックは国際的な注目を集める世界的イベントであり、日本における知的財産の保護の実態が国内外から評価される機会でもあることを考慮すれば、わが国も既存の法体系では実効性が十分ではない分野については知財戦略の一環として早急に手当てすべきだと考えます。残念ながら、現行の知的財産法の枠組みではこのような行為を適正に取り締まることができない可能性が高いと解されます(*2)。

また、オリンピックのみならずスポーツイベントに関連する知的財産を通じた収益モデル（スポンサー料、ライセンス収入等）はいまやビジネスとして確立されています。正当な権利者に無断でオリンピック関連の知的財産権の効力に便乗する「フリーライド行為」を排除し、公正な競争を保護・促進するビジネス環境を整備する対策を講じることは、日本市場の評価にも繋がる重要な措置となると考えます。

日本が国際的な信用を維持し、オリンピック開催国としての責任を全うするためにもアンブッシュマーケティング行為を適正に取り締まり、オリンピックに関する知的財産権の保護を真に実効せしめるルールの創設を期待いたします。

(*1)英国ではロンドンオリンピック(2012年)に際し、既存の知的財産法の枠組みでは排除できない行為を取り締まる目的で、アンブッシュマーケティングの概念を法律に盛り込んでいます。また、オリンピックと関係があると公衆に認識させるおそれのある表示を禁止しました。ブラジルではリオオリンピック(2016年)に際し、商業・非商業利用を問わず、大

会組織委員会または IOC の事前の明確な承諾のない使用すべてを禁止し、既存の知的財産法で取り締まることのできないアンブッシュマーケティング行為を違法とする措置を探りました。ガイドライン等だけでは実効性が担保できないため、特別な時限立法を設置する場合が増えています。

(*2) 現行の日本国商標法では IOC 等著名な標章は登録を禁止し(4 条)、オリンピックに関する登録商標を正当な権原なく使用することを禁止しています(36,37 条)が、あくまで商品・役務との関係で商標を登録し、使用する行為を禁止するに留まり、オリンピックのイメージに便乗し、オリンピックとの関連性を作出することによりあたかもオリンピックと関連すると公衆を誤認させるような行為や非商業的使用は禁止することができないと解されます。また、不正競争防止法において、指定国際機関の標章の商業上の使用禁止(17 条)、スポーツ団体やイベントの周知・著名な名称、ロゴ、キャラクターの商標的使用禁止(2 条)等の規定はあるものの、商標法と同様、アンブッシュマーケティングまでも排除できる規定とはなっていません。

2. 生物多様性条約に関する体制整備

2010 年に開催され作成された生物多様性条約に関する名古屋議定書に関し日本の生物資源に関する管理の体制、法整備が環境省、経済産業省など関係省庁において検討されています。

本条約に関する当協会会員への調査によれば、本条約は、直接的に関係していると言われる医薬、食料の分野のみならず、生化学物質は略全ての産業分野で利用しているにも関わらず条約を十分知らない企業が大半であること、また、各分野では、国内の材料よりも海外の材料を多く研究開発の材料として使用していることが判明しています。すなわち、この条約の批准及びその体制如何は我が国の産業に大いに影響を及ぼすという認識であります。

一方で、この分野で当協会会員が海外で知財を取得するに際して、本条約の批准国より知財の取得に関して圧力がかかり、ケースによっては特許出願公開の情報から現地で不買運動が起こったり、条約違反などという現地弁護士の見解で権利化断念を余儀なくされたりするなど、国内よりも海外での国内産業のビジネスあるいは知財保護に問題が生じています。

特に、こうした問題が生じている国は、日本語、英語以外の言語を使用する国が多く、日本企業にとってみると現地の生物資源活用に必要な現地の法制度や体制、その研究から生まれる知財の保護に係る手続きの情報が極めて不足しています。

特許制度は属地主義であり各国が施行する法制度に関しては各国依存で、調和は経済連携交渉で図るというところ、この条約の採用に関しては反対意見を持つ先進国も多いので、今後の交渉で将来的には一律の法体系とする方向でありますが、時間を要すものと推察します。



しかし、現時点においては国内で既に発生している関連知財についての海外での権利化という場面に対して、何らの国内の仕組みが存在しません。研究開発のための相談窓口や、権利化の手助けになるよう、各国における生物多様性に関する知財に関する制度の詳細情報の収集、収集情報を日本企業に簡単に理解可能にするような公開 DB のさらなる整備(例、対象国の拡大)が必要です。こうした国内体制の整備をお願いします。

因みに、国内の法整備においては生物多様性条約の遵守と特許制度を関連づけることは慎重であるべきであり、例えば生物多様性条約の遵守と明細書の開示要件、さらには特許無効事由を関連づけるようなルール化には、従来特許制度の根幹を揺るがす深刻な影響が予想され、反対いたします。

IV. その他

1. 通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化

昨今、主要国において保護主義の台頭が見られます。自由貿易が産業競争力の必要条件となる我が国は、FTA や EPA 等の通商関連協定等を積極的に推進し、知的財産分野においては国際的に調和した知財制度の整備と実効的な法執行の確保を進めていただきたいと考えます。

なお通商関連協定等における知財関連条項については、保護と利用のバランスを失することがないように、国内法制化の時期や内容面における配慮を行っていただければ幸いです。

2. 商標関係 TPP 批准に向けた法整備

TPP を巡る情勢につき、現時点においては不透明ではありますが、以下の点につき申し上げます。

TPP の内容を受けた損害賠償制度の検討に際しては、国内法が長年定着し、安定的に運用等されてきた事実を十分に考慮し、TPP 加盟に伴い法改正の義務がある範囲を明確化したうえで、慎重な制度改革検討を行っていただくようお願いして参りました。この度、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 28 年 12 月 16 日法律第 108 号）」が公布されております(*1)、施行される場合には、実際の運用のイメージや損害賠償額の算定の考え方等を明らかにしていただき、混乱のないよう周知を充実させていただくようお願いいたします。

現在、発表されている改正法の周知文書は、新規定を運用するにあたっての考え方等が不明確であり、実務上の指針とし難い内容となっております。

例えば、法改正の概要にかかる周知文書(*2)において、損害額の＜新規定案＞として、1 つの計算式が提示されておりますが、改正法の規定ぶりからは、このような計算式が一意に読み取れるものではなく、計算式の一例が示されているに過ぎないのではないかと考えます。また、同じく前述の文書では、「商標の「不正使用」とは、登録商標と社会通念上同一の商標の使用による侵害を指す」旨説明されていますが、日本の商標実務上「不正使用」は、商標法 51 条、53 条等で規定される取消対象行為を指すのが一般的です。現行商標法 50 条に規定されている「社会通念上同一の商標の使用」を「不正使用」と定義するかのような文書が公表されることにより実務上の混乱が生じることが懸念されます。以上のことから、現行法及び実務と改正法の関係を精査していただき、公表文書においては、実務上の混乱が生じないような用語を用いていただくと共に、改正法の考え方等を明確に示した上で、十分な周知を図っていただくことを希望いたします。

(*1) 「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」に関する周知：http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/tpp_houritu_seibi_h281228.htm



(*2) 「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の概要」
http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/pdf/tpp_houritu_seibi_h281228/syohyo_gaiyo.pdf

3. 職務発明制度

昨年特許法 35 条が改正され、発明の帰属は会社帰属とすることが可能になりました。しかし、依然として発明者は「経済上の利益」を得ることができるとされ、衆参両院の付帯決議によって従来の補償と実質同等であることが必要とされました。企業としては、十分な協議を経ることにより「経済上の利益」が後に裁判により覆されるリスクは低くなったと言われていますが、十分な協議とはどの程度の協議が必要なのか、経産大臣による協議の指針がどの程度に裁判で有効であるかは不明確なままであることを懸念しています。どのような協議をすれば十分であるか、より明確な基準を示すように改良されることを望みます

以上、申し述べますのでよろしくお願ひいたします。

連絡先

一般社団法人 日本知的財産協会
事務局長：西尾信彦

東京都千代田区大手町 2 – 6 – 1
朝日生命大手町ビル 18 階
TEL : 03-5205-3432
FAX : 03-5205-3391
E-mail : nishio@jipa.or.jp

